

「要求水準書」に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	I-8	2	2.2	2.2.1	2.2.1.2	生ごみの三成分	生ごみの性状について、実際の収集が始まっていないため、確定することが困難なことは理解しますが、提案者間の公平を期すため、家庭系及び事業系生ごみの設計に用いるべき性状を規定して頂きたい。(メタン発酵施設の容量はごみの性状により定まるため)	事業者の提案により考えられる生ごみの想定幅で計算してください。
2	I-29	3	3.9	3.9.3	3.9.3.2	性能保証事項	引渡し後10年目の確認性能試験は、施設稼働後3年毎に実施する精密機能診断を、第三者機関によって実施することにより代替できるよう、ご検討をお願いします。	要求水準書の規定のとおりとします。
3	II-13	4	4.2		(3)	搬入禁止物の混入防止	事業者は～略～本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めることとありますが、収集全般(貴市:委託、許可、持ち込み)を求めています。現実的に単発的に搬入される『持ち込み廃棄物』の受入管理を事業者に求めることが現実的であると判断します。委託や許可といった日常的に持ち込まれる搬入禁止物の混入防止における受入管理並びに指導は貴市の許可範囲と考えますので善処をお願いします。	市は搬入禁止物の混入防止における啓発活動を行います。
4	II-13	4	4.2		(6)	搬入禁止物の返還	直接搬入ごみの中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に返還すること、搬入禁止物及び搬入者ごとに指示する場所に搬入を指示することとありますが、搬入禁止物の一時保管場所は場内に設置されることと推測しますが、搬入者ごとに指示する場所への指示は混乱やトラブルの原因となる恐れもあり事業者には業務以外の負担を強いることとなりますので善処願います。	要求水準書の規定のとおりとします。
5	別紙2		その他			搬入基準	【意見】危険物の搬入は禁止することをご検討いただきたく、お願いいたします。	要求水準書の規定のとおりとします。